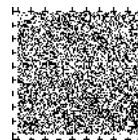


鹿児島県からのお知らせ



鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度） 利用証更新のお知らせ

パーキングパーミット制度の利用証をお持ちの方は、利用証に表示されている有効期限を御確認ください。有効期限を経過した利用証は使用できませんので、有効期限が経過する前に、更新申請を行ってください。

- 【更新受付】** 有効期限の2か月前から **【受付日時】** 月～金(祝日・年末年始は除く)13時～16時
【受付窓口】 お持ちの利用証を交付された窓口 **【申請方法】** 郵送もしくは窓口で申請

詳しくは県のホームページを御覧いただくか、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 鹿児島県障害福祉課地域生活支援係 **電話：099-286-2746**

幅の広い身障者用駐車場は、可能な限り、車を運転される車いす常時利用者の方（赤色の利用証をお持ちの方）を優先しましょう。

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」、 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

- 自閉症をはじめとする発達障害者は、他人の意図や感情を直感的に理解することや、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。
 - これらは、脳の機能がバランス悪く発達することで、行動や学習に困難さが生じるもので、決して親のしつけや家庭環境によって引き起こされるものではありません。
 - 発達障害は、見た目には障害があることがわかりにくいので、行動や態度を誤解されることがあります。
 - 発達障害の特徴を知り、正しく理解し、支援していくことが大切です。
- ※詳しくは、県ホームページを御覧ください。

【問合せ先】 鹿児島県障害福祉課療育支援係 **電話：099-286-2744 FAX：099-286-5558**



Vol.39 令和2年3月31日発行

[感想をお寄せください]

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL.099-286-2111(内線2746) FAX. 099-286-5558

[E-mail]shougai@pref.kagoshima.lg.jp

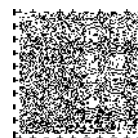
[URL]<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/machi/index.html>

営利を目的とする場合を除き、この本をそのまま読むことが困難な方のために、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。製作の後は上記障害福祉課へ御連絡ください。

視覚に障害を持つ方のために、本誌の点字版及び録音図書を鹿児島県視聴覚障害者情報センター(鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3F TEL.099-220-5896)に備え付けてあります。

【SPコード】について

ページの隅に置かれている、四角い黒い点々を[SPコード](音声コード)といいます。この18ミリ四方の一つのSPコードの中に、日本語で約800字のテキスト情報を格納することができ、専用の読み取り機でSPコードを読み込むと、そのページの内容を音声で読み上げることができます。なお、視覚に障害のある方にもSPコードの位置が分かるように、ページの縁に切り込みを入れています。



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています